

品川区指定校変更・区域外就学の申立てに関する事務処理要綱

制定	平成26年12月18日	教育長決定	要綱第10号
改正	平成28年4月1日		要綱第53号
改正	令和4年12月28日		要綱第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（以下、「施行令」という。）第8条に規定する指定校変更と施行令第9条に規定する区域外就学に関し、保護者の申立てに係る審査について、必要な事務処理手続を定めるものとする。

(申立て)

- 第2条 指定校変更の申立てをしようとする者は、指定校変更申請書（別記第1号様式）および別表1に定める許可基準の区分に応じた添付書類を品川区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）に提出するものとする。
- 2 区域外就学の申立てをしようとする者は、区域外就学申請書（別記第4号様式）および別紙2に定める許可基準の区分に応じた添付書類を教育委員会に提出するものとする。

(審査)

第3条 教育委員会は、申立書を受理したときは、別表1または別表2に定める許可基準により、速やかにその申立内容について、審査をしなければならない。

(審査会の設置)

第4条 教育委員会は審査に当たり、必要に応じ審査会を設置することができる。

(承諾または不承諾)

- 第5条 教育委員会は、第3条の審査の結果、指定校変更の申立内容が別表1に定める許可基準に該当するときは、指定校変更の申立てを承諾し、申立者に対し指定校変更決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。
- 2 教育委員会は、第3条の審査の結果、区域外就学の申立内容が別表2に定める許可基準に該当するときは、区域外就学の申立てを承諾することについて申立者の住民登録地の教育委員会に対し、区域外就学協議書（別記第5号様式）により協議するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の協議後に、区域外就学決定通知書（別記第7号様式）により申立者に対し通知するものとする。
- 4 教育委員会は、第3条の審査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは指定校変更および区域外就学を承諾しないものとし、指定校変更の申立者に対し、指定校変更不

承諾決定通知書（別記第8号様式）、区域外就学の申立者には区域外就学不承諾通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

- (1) 第3条の審査の結果、申立内容が別表1または別表2に定める許可基準に該当しないと認めるとき。
 - (2) 指定校変更の申立てを認定することにより、教室数が不足し学習環境の著しい低下を招くおそれがあると認めるとき。
 - (3) その他教育委員会が区立学校の運営に支障があると認めるとき。
- 5 前項にかかげるものの他、品川区立学校の学校選択の取扱いに関する要綱（品川区教育委員会 要綱令和3年第11号）第5条第3項に定める、学校選択除外校となった区立学校を申請した場合、次の各号に該当する時はその申請を不承諾とする。
- (1) 別表第1の基準番号第1、第3または第4に該当するとき。
 - (2) 別表第2の基準番号第3または第4に該当するとき。

（処理期間）

第6条 前条の規定による通知は、申立書を受理した日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。

（意見聴取等）

第7条 教育委員会は、第3条の審査に当たり、必要に応じて申立者の居住確認または関係する学校の校長等に意見の聴取若しくは事実関係の照会を行うことができる。

第8条 教育委員会は、指定校変更の申立てを承諾したときは指定校変更承諾書（別記第2号様式）により、区域外就学の申立てを認定したときは区域外就学承諾書（別記第6号様式）を、新たに指定した区立学校の校長に通知するものとする。

（承諾の取消し）

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項および第3項の規定による承諾を取り消すものとする。

- (1) 申立者が、偽りその他不正な手段により承諾を受けたとき。
 - (2) 別表1または別表2に定める許可基準に該当しなくなったとき。
- 2 教育委員会は、指定校変更の場合に前項の規定により承諾を取り消すときは、児童または生徒が就学すべき区立学校を指定するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日以降に入学または転学する児童・生徒について適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

別表 1

指定校変更許可基準

基準 番号	許 可 基 準	添付書類	留意事項
1	指定校への通学が、距離・時間・通学上の安全確保等の観点から支障があると認められる場合		
2	おおむね1年以内に品川区内で転居が確定していて、予め転居先の指定校に通学させることが望ましいと判断される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・転居先住所の記載された売買契約書または賃貸借契約書等 	
3	<p>保護者の就労等の理由により下校時または登校前にやむを得ず児童を近親者等に預けざるを得ない場合</p> <p>※小学生に限る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近親者等の預かり同意書、保護者の就労、営業等状況を確認できるもの ・親族関係が証明できる証明書（戸籍・住民票等） 	近親者等とは親族関係があるものに限る
4	慢性疾患等で長期間、定期的に通院治療を必要としかつ、診療時間の関係により病院の最寄の学校へ通学する必要があると認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・診察券・診断書等 	自宅、学校、病院の距離・地理関係について確認が必要
5	その他教育委員会が特に必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて適時提出 	客観的判断による

別表 2

区域外就学許可基準

基準 番号	許 可 基 準	添付書類	留意事項
1	おおむね1年以内に品川区内で転入が確定していて、予め転居先の指定校に通学させることが望ましいと判断される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転居先住所の記載された売買契約書または賃貸借契約書等 ・ 現在の居住地の住民票（新入学児童・生徒については、就学指定通知） 	
2	学期の途中で転出した場合はその学期の終わりまで、もしくは最終学年の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住地の就学指定通知または住民票 	
3	店舗等を品川区で営み、事実上生活の大部分が品川区にあり、店舗等（居所）から通学する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の就労、営業等の状況を確認できるもの（営業許可証等） ・ 居住地の住民票 	
4	慢性疾患等で長期間、定期的に通院治療を必要としかつ、診療時間の関係により病院の最寄の学校へ通学する必要があると認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診察券・診断書等 	自宅、学校、病院の距離・地理関係について確認が必要
5	その他教育委員会が特に必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況に応じて適時提出 	客観的判断による

第1号様式（第2条関係）

承認基準		番号	小・中 No.				
		受付	年	月	日		

<h3 style="margin: 0;">指定校変更申請書</h3> <p style="margin: 5px 0;">品川区教育委員会 へて</p> <p style="margin: 5px 0;">保護者.....</p> <p style="margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">下記のとおり指定校変更させていただきますよう申請いたします。</p>							
フリガナ 児童氏名		性別	生年月日	続柄			
		男女	年 月 日				
フリガナ 保護者氏名		連絡先	()				
現住所							
旧住所							
指定校・学年	品川区立	小中	学校	第	学年		
希望校・学年	品川区立	小中	学校	第	学年		
就学希望期間	年	月	日から	年	月	日まで	
在学・卒業校名	立	小中	学校	第	学年	在学・修了・卒業	
申請理由	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>						

<h3 style="margin: 0;">指定校変更に対する関係機関の所見</h3>
<p>◆ 現住所の指定校</p> <p>貴校に就学予定の児童生徒の保護者から、指定校変更申請が提出されましたので学校の所見をお願いします。</p> <p>[所見] 学校名</p> <p style="text-align: right;">学校長 (公印)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>◆ 指定校変更の希望校</p> <p>他校に就学指定されている児童生徒の保護者から、貴校へ指定校変更を希望する申請が提出されましたので、学校の所見をお願いします。</p> <p>[所見] 学校名</p> <p style="text-align: right;">学校長 (公印)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>◆ 指導課所見</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

第3号様式（第5条関係）

番号 小・中 No.

指定校変更決定通知書

保護者様

年 月 日

品川区教育委員会

印

年 月 日付で申請のあった指定校変更について、審査の結果、
下記のとおり決定したので通知します。

記

フリガナ 児童氏名		性別 男女	生年月日 年 月 日	続柄
フリガナ 保護者氏名		連絡先	()	
現住所				

1. 承諾

就学許可校および期間

品川区立	小 中	学校	第	学年
年	月	日から	年	月 日まで

※期間終了または申請理由が変わった場合は、住民
登録地の教育委員会で転校の手続きをしてください。

2. 不承諾

第4号様式（第2条関係）

決 裁	教育長	部長	学務課長	指導課長	学事係長	指導主事	係員	受付	年	月	日	
								番号	小・中	No.		
								起案	年	月	日	
								決定	年	月	日	
本件							承認基準	する。				
期間	年	月	日から	年	月	日まで						

区域外就学申請書

品川区教育委員会 殿

年 月 日

保護者.....

下記のとおり区域外就学させていただきよう申請いたします。

フリガナ		性別	生	年	月	日	続	柄
児童氏名		男女	年	月	日			
保護者氏名		連絡先	()					
現住所								
旧住所								
指定校・学年	立	小中	学校	第	学年			
希望校・学年	品川区立	小中	学校	第	学年			
就学希望期間	年	月	日から	年	月	日まで		
在学・卒業校名	立	小中	学校	第	学年	在学・修了・卒業		
申 請 理 由								

区域外就学に対する関係機関の所見

◆ 現住所の指定校
 貴校に就学予定の児童生徒の保護者から、他校へ区域外就学したい申請が提出されましたが、学校の所見をお願いします。

[所見] 学校名
 学校長 (公印)

◆ 区域外就学の希望校
 他校に就学指定されている児童生徒の保護者から、貴校へ区域外就学を希望する申請が提出されましたが、学校の所見をお願いします。

[所見] 学校名
 学校長 (公印)

◆ 指導課所見

第5号様式（第5条関係）

整理番号	小・中 No.
------	---------

区域外就学協議書

教育委員会 殿

年 月 日

品川区教育委員会

印

下記児童生徒の区域外就学について、当方は差し支えないが、学校教育法施行令第9条第2項の規定により協議します。

記

フリガナ		性別	生年月日	続柄
児童氏名		男女	年 月 日	
保護者氏名		連絡先	()	
現住所				
旧住所				
指定校・学年	立	小中	学校 第	学年
希望校・学年	品川区立	小中	学校 第	学年
就学希望期間	年 月 日から		年 月 日まで	
在学・卒業校名	立	小中	学校 第	学年 在学・修了・卒業
申請理由				

整理番号 小・中 No. _____

区域外就学承諾書

品川区教育委員会殿

年 月 日

教育委員会

印

年 月 日付で協議のあった下記児童生徒の区域外就学について

承諾
不承諾 いたします。

フリガナ		性別	生 年 月 日	続 柄
児童生徒氏名		男 女	年 月 日	
保護者氏名		連絡先	()	
現 住 所				
旧 住 所				
指定校・学年	立	小 中	学校 第	学年
希望校・学年	品川区立	小 中	学校 第	学年
就学希望期間	年 月 日から 年 月 日まで			

不承諾の理由

第6号様式（第8条関係）

整理番号 小・中 No.

区域外就学承諾書（通知）

品川区立 学校長殿 年 月 日

品川区教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった区域外就学について、審査の結果、下記のとおり就学指定校の変更を承諾したので通知します。

記

フリガナ		性別	生 年 月 日	続 柄
児 童 氏 名 生 徒		男 女	年 月 日	
保 護 者 氏 名		連 絡 先	()	
現 住 所				
旧 住 所				
指 定 校 ・ 学 年	立	小 中 学 校	第 学 年	
就 学 許 可 校	品 川 区 立	小 中 学 校	第 学 年	
就 学 許 可 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
在 学 ・ 卒 業 校 名	立	小 中 学 校	第 学 年	在 学 ・ 修 了 ・ 卒 業
申 請 理 由	_____			

※ 保護者あて区域外就学決定通知書を同封しましたので学校から渡して下さい。

整理番号 小・中 No.

区域外就学決定通知書

保護者 殿

年 月 日

品川区教育委員会

印

年 月 日付で申請のあった区域外就学について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

児童氏名 生徒氏名		性別 男女	生年月日 年 月 日	続柄
保護者氏名		連絡先	()	
現住所				

1. 承諾

就学許可校および期間

品川区立	小中	学校	第	学年
年	月	日から	年	月 日まで

※期間終了または申請理由が変わった場合は、住民登録地の教育委員会で転校の手続をして下さい。

2. 不承諾

第8号様式（第5条関係）

指定校変更不承諾決定通知書

年 月 日

保護者 様

品川区教育委員会

年 月 日付であった指定校変更申請について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

氏 名	生 年 月 日	年 月 日
保護者氏名		
現 住 所		
指 定 校	希 望 校	

審 査 結 果 不 承 諾

備 考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第9号様式（第5条関係）

区域外就学不承諾決定通知書

年 月 日

保護者 様

品川区教育委員会

年 月 日付であった区域外就学申請について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

氏 名	生年月日	年 月 日
保護者氏名		
現住所		
就学指定校	就学希望校	

審査結果 不承諾

備考

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。